京都府立大学　　　同好会規約　　　　　【既存の規約提出でも可】

　第１章　総 則

第１条　本会は、　　　　　　　と称する。

第２条　本会は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

第３条　本会は、次の活動を行うものとする。

　　　（１）

 （２）

 （３）

　第２章　会員の範囲、権利及び義務

第４条　本会会員は、第２条に賛同し本会の承認を得たものをもって組織する。

第５条　本会会員は、次の権利を有する。

　　　（１）本会が取り組む活動に参加できる。

　　　（２）本会の役員に立候補でき、また選出することができる。

　　　（３）本会の会議に参加し、意見を述べることができる。

第６条　本会会員は、次の義務を負うものとする。

　　　（１）本会会員は、規約及び会議の決議並びに役員会の決定を尊重し、本会の活　　　　　動に協力する。

　　　（２）本会会員は、　　　　　　　　円の会費を納入する。

　第３章　役員の選出及び任務

第７条　本会に次の役員を置くものとする。

　　　（１）会　長　　　　名

　　　（２）副会長 名

　　　（３）会　計 名

 （４）監　事 名

第８条　本会の役員の選出方法は、会員の立候補または推薦とし、全会員の選挙によっ　　　て選出するのもとする。

 選出された役員の任期は１年とし、定例選挙は毎年　　月に行うものとする。

第９条　第７条で定める役員は役員会を構成し、必要に応じて会議を開き、本会の運営　　　を行うものとする。

 　役員の任務は、次のとおりとする。

　　　（１）会長は、各会員の意思を尊重しつつ会全体の活動と運営の中心となり、本　　　　　会の代表となる。

 （２）副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長を代理する。

　　　（３）会計は、本会の会計の適正な執行を行い、記録を保存する。

　　　（４）監事は、本会の会計が適正に行われているかの監査を行う。

　第４章　会　　議

第10条　会議は、会長が招集する。

第11条　会議では、本会の活動計画、予算、決算及びその他必要な事項について討議　　　　し、必要に応じ決議する。

　第５章　附　　則

第12条　本会規約の改廃は、会議において全会員の３分の１以上の賛成を必要とする。

第13条　本会規約は、　　年　月　日から施行する。